

2015年第70回国連総会我が国核兵器廃絶決議(骨子)

タイトル 「核兵器の全面的廃絶に向けた新たな決意の下での共同行動」

前文

- 核兵器のない平和で安全な世界を実現するための決意を再確認。(パラ1)
- 本年が広島・長崎の被爆、第二次世界大戦の終結から70年であることを想起。(パラ3)
- 国際的な核不拡散体制の礎石としての核兵器不拡散条約(NPT)、及び同条約の3本柱(核軍縮、核不拡散、原子力の平和的利用)を追求するための不可欠な基礎としてのNPTの決定的な重要性を再確認。(パラ4)
- 核兵器使用の壊滅的で非人道的結末に深い懸念を表明、国際人道法を含む適用可能な国際法の遵守の必要性を再確認。(パラ5)
- 核兵器使用による壊滅的で非人道的な結末が皆に十分に理解されるべきことを認識し、この関連での理解の向上のための努力がなされるべきことに留意。(パラ6)
- 中東非大量破壊兵器地帯設置及び同地帯設置のための関係国の対話の再開への支持を再確認。(パラ11)
- 2015年NPT運用検討会議における合意の不在に遺憾の意を示しつつ、同会議での議論に適切な注意を払い、2020年運用検討サイクルでの前進の重要性を強調。(パラ12)
- 米露間の新戦略核削減条約(新START)の順調な履行を歓迎。(パラ13)
- 米国、英国、仏及び露の核弾頭の貯蔵量又は核戦力に関する公表を歓迎。(パラ14)
- 米国による新たなイニシアティブを含め、核軍縮検証の能力開発に向けた努力を歓迎。(パラ15)
- 核セキュリティの目的の重要性を認識し、核セキュリティ・サミット、特に2016年に米国で開催予定の次回サミットを歓迎。核セキュリティの枠組強化におけるIAEAの中心的役割を再確認。(パラ17)
- 北朝鮮の核実験、弾道ミサイル技術を用いた発射、及び核・弾道ミサイル開発の継続を最も強い表現で非難。北朝鮮はNPT上の核兵器国としての地位を持つことができないことを想起し、北朝鮮の核兵器保有に対する国際社会の反対を再確認。(パラ18)

主文

- 全ての国が核兵器の全面的廃絶への共同行動をとるとの決意を新たにする。(パラ1)
- 核兵器国による核兵器の全面的廃絶に関する明確な約束を再確認。(パラ2)
- 核兵器使用の非人道的結末への深い懸念が核兵器のない世界への全ての国の努力を引き続き下支えする旨強調。(パラ3)
- NPT締約国に対し、NPTの義務を遵守し、1995年、2000年及び2010年のNPT運用検討会議で合意された措置の履行を要請(パラ4)
- NPT非締約国に対して非核兵器国として早期かつ無条件でのNPT加入を要請。(パラ5)
- 全ての国に対して核兵器の全面的廃絶に向けた更なる实际的で効果的な措置をとるよう要請。(パラ6)
- 米露に対し更なる削減を達成するための措置の速やかな交渉開始を奨励。(パラ7)
- 核兵器国に一方的、二国間、地域間及び多国間措置による削減を含め、すべての種類の核兵器の削減を要請。(パラ8)
- 核軍縮・不拡散のプロセスにおける不可逆性、検証可能性及び透明性の原則の適用を要請。(パラ9)
- 核兵器の役割の更なる低減に向けて関係国が継続して軍事・安全保障政策を見直すことを要請。(パラ10)
- 核兵器を保有する全ての国に核兵器の意図しない爆発のリスクに包括的に対処するために必要な全ての努力をとり続けることを求める。(パラ11)
- 核兵器国に対し、透明性を向上するための努力を拡張し、2020年NPT運用検討プロセス全体を通じて、核軍縮努力の一環として削減・解体された核兵器及び運搬手段に関するより頻繁で詳細な報告を提出することを含め、相互信頼を向上させることを奨励(パラ12)
- 2016年は包括的核実験禁止条約(CTBT)署名開放20周年であることを念頭に、CTBT未署名・未批准国が遅滞なく、また、他国の署名・批准を待つことなく署名・批准するよう独自のイニシアティブをとるよう求め、CTBT発効まで核実験モラトリアムを維持するよう求める。(パラ14)
- 政府専門家会合による報告書の提出を歓迎しつつ、ジュネーブ軍縮会議(CD)での核兵器用核分裂性物質生産禁止条約(FMCT)早期交渉開始・妥結を求める。核分裂性物質生産モラトリアムの宣言及び維持を求める。(パラ15)
- 核兵器のない世界を達成するために必要な効果的措置を更に模索するために適切な多国間の場での関与を奨励。(パラ16)
- 北朝鮮に対し、これ以上の核実験を行わないこと、核不拡散体制を損なう核武力建設政策を放棄すること、核兵器及び既存の核計画を全て放棄すること、並びに早期にNPTとIAEA保障措置に復帰することを強く求める。北朝鮮に対し、継続中の核活動を速やかに停止すること、関連安保理決議における義務を完全に遵守すること、及び六者会合共同声明の下でのコミットメントを尊重すべく具体的な行動をとることを求める。(パラ17)
- 全てのIAEA追加議定書未締結国が可能な限り早期に同議定書を締結することを強く奨励。(パラ19)
- 安保理決議1540の完全実施を要請。(パラ20)
- 軍縮・不拡散教育の取組を奨励。(パラ22)
- 指導者、若者等の被爆地訪問、被爆者による被爆証言といった、核兵器の非人道的影響に関する認識の向上への全ての取組を奨励。(パラ23)